

入退院時の連携に関わる主な診療報酬・介護報酬一覧

(注：加算の要件など詳細については、国の関連通知等をご確認ください。)

介護報酬 (ケアマネジャー側)

< 居宅介護支援基準 >

- ・居宅介護支援の提供の開始にあたり、CMが利用者等に対して、入院時に担当CMの氏名等を入院先医療機関に提供することを求めることを義務付け。

入院時情報連携加算

- ・入院医療機関へ、利用者の情報を提供(提供方法は問わない)。

(Ⅰ) 入院時3日以内 200単位/月

(Ⅱ) 入院時4日以上7日以内
100単位/月
(月1回を限度とする)

退院・退所加算

- ・入院医療機関からの情報を得て、ケアプランを作成(入院期間中1回)。

	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
連携1回	<u>(Ⅰ) ¥450単位</u>	<u>(Ⅰ) ¥600単位</u>
連携2回	<u>(Ⅱ) ¥600単位</u>	<u>(Ⅱ) ¥750単位</u>
連携3回	—	<u>(Ⅲ) 900単位</u>

初回加算算定の際は、算定不可
カンファレンスは1回以上参加のこと

退院時共同指導加算 (訪問看護等)

- ・退院時共同指導を行った後に、初回の指定訪問看護を行った場合。

600単位 (退院時1回)

初回加算算定の際は、算定不可

緊急時等居宅カンファレンス加算

- ・病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等とともに利用者宅でカンファレンスを行い、必要に応じて介護サービスを調整。

200単位 (月に2回)

入院

診療報酬 (医療機関側)

入退院支援加算

- ・入院早期より退院困難者を抽出し、適切な退院先に適切な時期に退院できるよう退院支援計画の立案及び退院した場合に算定。

1：700点又は1,300点 (退院時1回)

2：190点又は635点 (退院時1回)

+ 入院時支援加算

- ・入院予定の患者に対し、入院中に行われる治療の説明等を入院前の外来において実施。

1：230点 (退院時1回)

2：200点 (退院時1回)

介護支援等連携指導料

- ・退院後に介護サービスを導入することが適当であると考えられる場合、患者に対して、ケアマネジャーと連携し、退院後の介護サービスについて指導。400点 (入院中2回)

退院時共同指導料 1

- ・病院の医師等と在宅療養を担う医師等が共同して、退院後の在宅療養上必要な説明・指導を実施。

1：在宅療養支援診療所の場合1500点又は
2：上記以外の場合900点 (入院中1回)

退院時共同指導料 2

400点 (入院中1回)

※ 医師等の職種3者以上と共同して
実施の場合、2000点を加算できる。

退院時共同指導加算 (訪問看護)

800円

退院時リハビリテーション指導料

300点

退院後訪問指導料

- ・在宅療養を継続できるようにするため、入院していた医療機関が退院直後に行う訪問指導。

580点

退院 退院後

参考：

1) 介護報酬の解釈 単位数表編 令和32021年 2) 介護報酬の解釈 指定基準編 令和3年4月版；社会保険研究所；2021年 3) 訪問看護業務の手引 令和3年4月版；社会保険研究所；2021年 4) 医科点数表の解釈 令和4年4月版；社会保険研究所；2022年